

談合情報対応マニュアル

平成 7 年 4 月 13 日 制 定

平成 13 年 7 月 1 日 一部改正

平成 23 年 4 月 1 日 一部改正

平成 28 年 4 月 1 日 一部改正

平成 28 年 10 月 1 日 一部改正

第 1 本マニュアルの趣旨

本マニュアルは、府中市が発注する建設工事及びコンサルタント業務（以下「工事等」という。）について、談合情報を得た場合の事情聴取の方法、報告の手順、公正取引委員会及び警察本部への通報の手順並びに入札手続きなどの取扱いを定め、もって、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）に規定する談合情報への対応を迅速かつ的確に行うことを基本とする。

第 2 一般原則

1 情報の確認、調書の作成

- (1) 入札に付そうとする工事等又は入札に付した工事等について、入札談合に関する情報があった場合の情報聴取は、課長以上の職にある者（いずれも不在の場合は担当係長）があたること。
- (2) 入札談合に関する情報については、次に掲げる内容を聴取し、その内容を報告書にまとめたうえ、ただちに契約主管課長に報告すること。
 - ① 情報提供者の氏名又は名称及び住所
 - ② 入札談合に関する行為をしている者又はした者の氏名又は名称
 - ③ 入札談合に関する行為の具体的な態様、時期、場所その他の事実
- (3) 契約主管課長は、入札談合に関する情報を把握した場合には、ただちに府中市建設工事入札参加資格等審査会（以下「審査会」という。）の会長へ報告書を提出すること。

2 報告

審査会の会長は、契約主管課長から入札談合情報に関する報告を受けた場合には、速やかに審査会を招集し報告すること。

3 審査会の招集及び審議

- (1) 審査会は、2 により報告を受けた場合、当該情報が調査に値するか否かについて審議するものとする。
- (2) (1) の審議においては、談合に関する情報の信ぴょう性等の判断基準（平

成15年4月1日制定)によることを原則とする。

4 公正取引委員会及び警察本部への通報

審査会の審議を踏まえて、調査に値することとした情報(以下「談合情報」という。)については、第3の手続きに入る前及び手続き終了後において、公正取引委員会及び警察本部へ通報すること。

5 処理の決定

市長は、談合情報があった工事等について、入札の執行、延期、中止、無効又は契約解除等をしようとするときは、審査会の意見を聴くものとする。

6 報道機関との対応

報道機関から発注者としての対応についての説明を求められた場合には、一次的には契約主管課長が対応すること。

第3 具体的な対応

談合情報があった場合には、原則として、次により対応すること。なお、詳細な手順等は第4により行うこと。

1 入札執行前に談合情報を把握した場合

(1) 公正取引委員会及び警察本部への通報

事務局は、談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会及び警察本部へ通報すること。また、(2)以下の措置により、落札者の決定、入札の無効の決定又は入札手続の中止の決定を行った後に談合情報に関する資料を送付すること。

(2) 事情聴取

① 入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)全員に対して事情聴取を行うこと。事情聴取は、入札日前の日において行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期したうえで行うこと。

② やむを得ない理由により、事情聴取の前に入札を行う場合は、入札執行後直ちに入札参加者全員に対して事情聴取を行うこと。

(3) 談合の事実が確認された場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、府中市契約規則(以下「契約規則」という。)第16条の規定により、入札手続を一時中止すること。

(4) 談合の疑いが極めて強い場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実は確認されない場合であっても、談合の疑いが極めて強い場合には、契約規則第16条の規定による入札手続の一時中止を検討する。

(5) 談合の事実が確認されない場合の対応

- ① 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札参加者全員から別紙1による誓約書を提出させること。
- ② 書面入札を行う場合は、入札執行後に談合の事実があったと認められたときに入札を無効とする旨注意を喚起した後に入札を行うこと。
- ③ 提示された工事費内訳書は、入札執行後において、審査担当職員等（当該工事の積算内容を把握している職員）がチェックすること。
- ④ 工事費内訳書のチェックにおいて、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、契約規則第13条第6号の規定により、入札を無効とすること。

2 入札執行後に談合情報を把握した場合

(1) 契約締結以前の場合

① 公正取引委員会及び警察本部への通報

契約主管課長は、談合情報があった旨をただちに公正取引委員会及び警察本部へ通報し、併せて入札経過書の写しを送付すること。また、②以下の措置により、契約締結又は入札無効の決定を行った後に談合情報に関する資料を送付すること。

② 契約締結の保留

契約担当職員は、契約(仮契約を含む。以下同じ。)締結を保留すること。

③ 事情聴取等

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。また、事情聴取に先立って、入札を行った者全員の工事費内訳書を審査担当職員等がチェックすること。

④ 談合の事実が確認された場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、契約規則第13条第6号の規定により、入札を無効とすること。

⑤ 談合の疑いが極めて強い場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実は確認されない場合であっても、談合の疑いが極めて強い場合には、契約を締結することの可否を検討すること。

⑥ 談合の事実が確認されない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った者全員から誓約書を提出させたいうえ、落札者と契約を締結すること。

(2) 契約締結以後の場合

① 公正取引委員会及び警察本部への通報

契約主管課長は、談合情報があった旨をただちに公正取引委員会及び警察本部へ通報し、併せて入札経過書の写しを送付すること。また、②以下の措置により、工事等の続行又は契約解除の決定を行った後に談合情報に関する資料を送付すること。

② 工事等の一時中断

工事等に着工している場合は、当該工事等を一時中断すること。ただし、談合情報の信ぴょう性及び工事等の進捗状況によってはこの限りではない。

③ 事情聴取等

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。また、事情聴取に先立って、入札を行った者全員の工事費内訳書を審査担当職員等がチェックすること。

④ 談合の事実が確認された場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、工事等の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。

⑤ 談合の事実が確認されない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った者全員から誓約書を提出させたいえ、工事等を続行すること。

第4 個別手続きの手順等

第3に定める事情聴取等の手続きにおいては次に掲げる事項に留意して行うこと。

1 報告書等

(1) 入札に付そうとする工事等について、入札談合に関する情報があった場合には、その内容を詳細に聴取し、情報の内容を別記様式第1の報告書にまとめること。また、情報提供者に対しては、当該情報内容を公正取引委員会及び警察本部へも情報提供するよう要請すること。なお、情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。

(2) 工事主管課長は、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合にも、直ちに契約主管課長へ報告するとともに報告書を提出すること。

(3) 事情聴取、誓約書の提出及び工事内訳書のチェックを行った場合は、その結果を直ちに市長へ報告すること。

2 公正取引委員会への通報

- (1) 公正取引委員会への通報等は、契約主管課長が部長名において行うこと。
- (2) 公正取引委員会の窓口は、公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所第一審査課である。
- (3) 公正取引委員会への通報等は、別記様式第2を使用すること。なお、通報等の内容について公正委員会から問い合わせがあることも予想されるため、担当者は提出した資料の範囲内での的確な対応ができるよう内容について整理しておくこと、

3 警察本部への通報

- (1) 警察本部への通報等は、契約主管課が部長名において行うこと。
- (2) 警察本部への通報等は、別記様式第3を使用すること。

4 事情聴取の方法等

- (1) 事情聴取は、工事主管課の課長及び職員並びに契約主管課の課長及び職員等複数の職員により行うこと。
- (2) 事情聴取する相手については、代表権限を有する者又は支店長等契約権限を有する者とする。ただしやむを得ない場合には、上記の者から委任状等により委任を受けた役員等とする。
- (3) 談合情報の内容により必要があると判断される場合には、入札参加者（予定者の場合も含む。）の範囲内で、指定した相手に対して事情聴取を行うことができるものとする。
- (4) 事情聴取は、原則として、同一期日に対象者全員に対して行うものとする。なお、各対象者への事情聴取は、1社ずつ呼び出し、会議室等で聞き取りを行うこと。
- (5) 事情聴取においては、談合等の事実を申告することにより、指名除外の措置期間の短縮が検討されること、また、事実と反する説明を行ったと認められるときは、指名除外措置の対象となることを教示すること。
- (6) 聴取結果については、別記様式第4により事情聴取書を作成すること。なお、談合情報の内容に応じて質問を追加すること。

5 誓約書の提出等

- (1) 誓約書については、「誓約書を公正取引委員会及び警察本部へ送付する旨」を事情聴取の対象者に通知したうえ、別紙1を参考に事情聴取の対象者から自主的に提出させること。ただし、別紙1はあくまでも記載例であるため、誓約内容等については、事情聴取の対象者に自主的に作成させること。
- (2) 書面入札を行う場合で、「入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨」の注意を促す場合は、別紙2を参考として注意事項を讀上げること。

6 工事費内訳書のチェック

- (1) 工事費内訳書の提示にあたっては、審査担当職員等が談合の形跡がないかをチェックし、チェックが終了した時点で工事費内訳書を返却すること。
- (2) 工事費内訳書のチェックにあたって不明な点がある場合は、審査担当職員等を含む複数の職員により、当該工事費内訳書の作成責任者から事情聴取すること。
- (3) 入札執行後に事情聴取を行う場合は、事情聴取と工事費内訳書のチェックを並行して実施することができること。

7 報道機関との対応

報道機関との対応において、契約主管課長のみでは対応が十分できない場合には、審査会の長が指名する者が併せて対応すること。

8 その他

入札談合に関する情報に係る事務処理にあたっては、毅然たる態度で対応すること。なお、電子入札による事後審査型一般競争入札にあつては、入札参加者は、入札期日前は不明であることを留意すること。

談 合 情 報 報 告 書

年 月 日

情報を受けた日時	年 月 日 () 時 分
工 事 名	
工 事 主 管 課	
入 札 (予定) 日	年 月 日 () 時 分
情 報 提 供 者	*報道機関 () *その他 役職、氏名等
受 信 者	所 属 職 氏 名
情 報 手 段	*電話 *書面 *面接 *報道
情 報 の 内 容	
応 答 の 概 要	

年 月 日

公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所中国支所長 様

府中市 建設産業部長

談合情報等に関する資料の送付について

府中市建設産業部 課所管の 工事の入札に係る談合情報に関する資料を別紙のとおり送付します。

- 1 談合情報報告書（写し）
- 2 事情聴取書（写し）
- 3 誓約書（写し）
- 4 入札経過書（写し）
- 5 入札に関する連絡（無効、延期、取消し）

年 月 日

広島県警察本部刑事部長 様

府中市 建設産業部長

談合情報等に関する資料の送付について

府中市建設産業部 課所管の 工事の入札に係る談合情報に関する資料を別紙のとおり送付します。

- 1 談合情報報告書（写し）
- 2 事情聴取書（写し）
- 3 誓約書（写し）
- 4 入札経過書（写し）
- 5 入札に関する連絡（無効、延期、取消し）

談合情報事情聴取書

工 事 名 _____
 工 事 箇 所 _____
 業 者 名 _____
 被事情聴取者 _____
 事情聴取者 _____
 日 時 平成 年 月 日 () : ~ : _____
 場 所 _____

	質 問	被事情聴取者回答
1	この事情聴取に関して、あなたが会社を代表して来ていると解しているのですか。	
2	入札前までに、貴社が指名されたことを、他の会社等、他者に話したことがありますか。	
3	[あると答えた場合] 誰に、何時、何処で、どのように、どんなことを。	
4	他者から、貴社が指名されたことの話しを聞いたことがありますか。 [あると答えた場合] 誰から、何時、何処で、どのように、どんなことを。 また、その聞いた内容を誰かに話しましたか。	
5	本件工事について、他社の者と何らかの打合せ、又は話し合いをしたことがありますか。(あると答えた場合はその状況)	
6	談合情報がありましたが、談合行為にかかる事実がありますか。	
7	談合等の事実を申告した場所は、後日、談合罪等により逮捕又は起訴されたときに、指名除外の措置期間の短縮が検討されますが、談合行為にかかる事実はありませんか。	
8	この入札に関し誰かが調整しているとの話を聞いたことがありますか。	
9	今回の談合情報に関して、何か心当たりになるようなことがありますか。	
10	事実と反する説明を行ったと認められるときは、指名除外措置の対象となりますが、事実と反する説明はありませんか。	
11	再度聞きますが、本件工事について談合行為の事実はありませんか。	
12	談合に関して、そのような事実がないとのことですが、誓約書は提出できますか。	
13	また、誓約書を公正取引委員会及び警察本部に提出しても構いませんか。	
14	誓約書は、本日中に監理課長へ提出してください。	

別紙 1

誓 約 書

平成 年 月 日

監 理 課 長 様

所在地

商号・名称

代表者名

(担当者名

印

)

今般の 工事の競争入札に関し、刑法（明治40年法律第45号）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の法令に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも法令を遵守することを誓約します。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会及び警察本部に送付されても異議はありません。

入札執行に係る注意事項

- 1 本件入札について、談合があったとの情報が入りましたが、入札者が談合して入札をしたり、その他入札に際して不正の行為がないように、厳正に入札してください。
- 2 入札執行後において、談合の事実が明らかと認められた場合には、府中市契約規則第 13 条第 6 号の規定により入札は無効とします。